

ものづくり企業DX加速化事業業務 企画提案募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

ものづくり企業DX加速化事業業務

(2) 目的

県内ものづくり企業の競争力の強化や更なる成長を促進するため、社内のデジタル人材を育成する研修プログラムの開催やDX推進コーディネーターによる伴走支援など、円滑なデジタル技術の導入とDXの推進により、生産性の向上やビジネスモデルの変革を図る。

(3) 実施方法

公募型プロポーザル方式により適切に事業を実施できる事業者を選定し、委託することにより実施する。

(4) 業務内容

別添「ものづくり企業DX加速化事業業務仕様書」のとおり

(5) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(6) 委託料上限額

6,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格要件

業務を効果的に実施することができる者とし、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 徳島県物品購入等に係る指名停止措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- (3) 徳島県内で仕様書に記載の事業実施が可能な者であること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (6) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮（拘禁刑）以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 暴力団の構成員等

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。
- (10) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと思われる者でないこと。
- (11) 事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税に未納がないこと。

3 スケジュール

募集開始	令和8年3月11日（水）
質問受付締切	令和8年3月18日（水）午後5時15分
参加申込書・添付書類の提出締切	令和8年3月23日（月）午後5時15分
企画提案書等の提出締切	令和8年4月3日（金）午後5時15分
選定委員会	令和8年4月中旬（予定）
契約締結・業務開始	令和8年4月下旬（予定）

4 企画提案の参加・応募方法

(1) 提出書類及び部数等

次の書類等を作成し、提出すること。ただし、2(3)、3、4、5については、正本1部、副本7部、1、2(1)・(2)・(4)・(5)については、正本1部を提出すること。

内容	提出期限
1 参加申込書（様式第1号）	令和8年3月23日（月） 午後5時15分まで（必着）
2 添付書類 （1）法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※3ヶ月以内に発行されたもの、写し不可 （2）個人事業主の場合は個人事業開始届の写し （3）会社等の概要が分かる書類（パンフレット等） （4）直近2期分の決算書又はこれに類する書類 （5）事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税に未納がない旨の証明書	
3 企画提案書（様式第2号） 本業務の業務目的を踏まえた企画	令和8年4月3日（金） 午後5時15分まで（必着）
4 類似業務実績調書（様式第3号） 業務実績（過去3年以内に受託した類似業務（国、地方公共団体、民間企業問わず）について記載	
5 委託業務に係る経費の見積書（様式第4号）	

- (2) 参加申込書及び添付書類の提出期間
令和8年3月11日(水)から令和8年3月23日(月)午後5時15分まで(必着)とする。
なお、本業務の企画提案に参加しようとする者は、上記期間内に提出しなければ参加できないこととする。
- (3) 企画提案書・類似業務実績調書・委託業務に係る経費の見積書の提出期間
令和8年3月11日(水)から令和8年4月3日(金)午後5時15分まで(必着)とする。
なお、提出期限までに提出がない場合は、参加の意思がないものとみなす。
- (4) 提出方法
持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く)又は郵送(書留郵便)によること。
- (5) 提出先及び問合せ先
徳島県経済産業部産業創生・大学連携課 産業DX・ものづくり担当
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
TEL: 088-621-2121
E-mail: sangyousouseidaigakurenkeika@pref.tokushima.lg.jp

5 応募書類等に係る質問

- (1) 質問の受付期限
令和8年3月18日(水)午後5時15分まで(必着)
- (2) 質問票の提出方法
質問票(様式第5号)により行うものとし、4の(5)に示す提出先まで電子メールにより受け付ける。
なお、メール送付後は、必ず、4の(5)に示す提出先まで電話により連絡すること。
- (3) 質問の内容
原則として、当該業務に係る条件や提案書提出手続に関する事項に限るものとする。
- (4) 質問に対する回答
徳島県ホームページに掲載する。
なお、質問票の提出は応募希望者に限る。

6 参加辞退

参加申込書提出後に企画提案への参加を辞退する場合は、辞退届(様式第6号)を持参又は郵送により、4の(5)に示す提出先まで提出すること。

7 審査及び結果通知

- (1) 審査方法
県が別に設置する選定委員会において、プレゼンテーション若しくは書面による審査を行う。
- (2) 提案者が1者又は無い場合の取扱い
提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とする。
また、基準点に満たない場合、又は提案者が無い場合は、再度公募を実施する。
- (3) 基準点を満たす提案者が無い場合の取扱い
評価の結果において、基準点を満たす提案者が無い場合は、再度公募を実施する。

(4) 審査基準

選定委員は、次の観点に基づき審査する。

- ア 業務目的及び企画案の妥当性・有効性
- イ 業務運営に当たっての実現性・計画性
- ウ 類似業務の受託実績
- エ 委託業務に係る経費の妥当性

(5) 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者に対し、文書により通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。

(6) 審査結果に対する異議申立ては受理しない。

8 応募に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となる。

- ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- イ 参加要件を満たしていない場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 見積金額が委託料上限額以上であった場合
- オ 本要領に違反すると認められた場合
- カ 提案者による業務履行が困難であると判断された場合
- キ その他不正な行為があったと県が認めた場合

(2) その他

- ア 応募は1参加者につき1件とする。
- イ 書類の作成はA4縦版（片面印刷）横書きとし、フォントは11ポイント以上で作成すること。なお、必要に応じて、表・写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡素なものとする。
- ウ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- エ 企画提案書の作成及び提出等の応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- オ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- カ 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用を行わない。
- キ 提出された企画提案書は、原則返却しない。
- ク 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合は、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- ケ 委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らさないこととする。
- コ 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続を完了するまでは県と当該法人等との契約関係が生じるものではない。
- サ 業務の実施に当たっては、関係各所と十分協議しながら事業を進めるものとする。
- シ 契約履行課程で生じた成果物、制作物の著作権及び所有権は県に帰属する。
- ス 本要領及び仕様書に定めのない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議する

ものとする。

9 契約の締結

- (1) 選定委員会が選定した最優秀提案者を契約予定者とし、当該業務に係る随意契約の相手方とする。
- (2) 契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- (3) 協議が整った場合に契約を締結することとし、契約条項については契約予定者と協議して定める。
- (4) 最優秀提案者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者を契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。